

岩空基公示第 3－2 号
令和 3 年 7 月 2 7 日

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項の一部変更

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項（岩空基公示第 3 号。令和元年
1 2 月 1 7 日 及び 岩空基公示第 3－1 号。令和 2 年 4 月 1 0 日）について、下記の
とおり変更します。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

2 7	D F C S 試験装置（位相計） （ 2 2 5 0 A ）	North Atlantic	○	○
2 8	D F C S 試験装置（圧力コントローラ） （ A D T S 4 0 5 M K 2 ）	Druck	○	○

別紙に次の 2 項を加える。

岩空基公示第 3－1 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項の一部変更

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項（岩空基公示第 3 号。令和元年
1 2 月 1 7 日）について、下記のとおり変更します。

（公募実施権者）
契約担当官
海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

別紙に次の 2 項を加える。

2 5	U S－2 I S U 試験装置 (4 E 0 4 0 0 1 1－1)	株式会社 トキメック	○	○
2 6	C 3 5－3 0－3 0 充放電器 (C 3 5－3 0－3 0)	三徳航空電装 株式会社		○

岩 空 基 公 示 第 3 号
令和元年12月17日

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項（公募）

航空機用整備用器材の整備等の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

1 調達品目

令和2年度、3年度、4年度航空機用整備用器材の整備等

なお、募集対象品目は別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- （5）平成31・32・33年度又は令和元年・2年・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
- （6）当該器材の定期保守及び修理等（以下「定期保守等」という。）の能力を有し、不具合発生時に対応可能であること。
- （7）定期保守等に必要な計測器、試験装置及び専用治具等を有する者であること。
- （8）定期保守等に必要の所要の貸付品及び寄託品の保管倉庫又は同等の設備等を有

する者であること。

(9) 定期保守等の遂行に必要な次の体制及び能力を有する者であること。

ア 定期保守等に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

イ 定期保守等に必要な図面等の技術資料を有していること。

ウ 定期保守等に必要な部品の準備体制が確立していること。

エ 防衛省仕様書DSP Z 9008又はISO9001の品質管理能力を有していること。

(10) 定期保守等の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号から第9号の項目を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる能力及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第2号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(1) 過去5年間の受注実績一覧表

(2) 前項に規定する設備、体制及び能力等を証明する書類

(3) 定期保守等の一部を下請企業に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（なお、委託させる業務によっては、第4項に規定する設備、体制及び能力を証明する書類）

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班
〒740-8555
山口県岩国市三角町2丁目
0827-22-3181（内線6445）

(2) 提出期間

令和元年12月17日（火）～令和2年2月7日（金）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

(5) 新たに設備・体制が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、契約担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

別 紙

対 象 品 目

航空機用整備用器材の整備等

番号	品 名	製造会社	募集区分	
			定期 保守	臨時 修理
1	アクチュエータ試験装置 (F M L T 2 6 - 2)	神鋼電機 株式会社	○	○
2	テンペラチュアアンプリファイア試験装置 (F C T 9 6 - 1)	神鋼電機 株式会社	○	○
3	D F C S 試験装置 (D P 6 0 0 4 - 1)	川崎重工業 株式会社	○	○
4	D F C S 試験装置 (位相計) (2 2 5 0)	North Atlantic	○	○
5	D F C S 試験装置 (圧力コントローラ) (A D T - 2 2 2 B)	Honeywell	○	○
6	D A D C 試験装置 (4 E 9 8 4 1 2 0 - 1)	株式会社 島津製作所	○	○
7	発動機システム及びB P C U 試験装置 (4 E 9 8 6 0 3 9 - 1)	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	○	○
8	D A U 試験装置 (4 E 9 8 6 0 3 0 - 1)	関東航空計器株式会社	○	○
9	燃料計測装置試験装置 (4 E 0 4 0 0 1 3 - 1)	横河電機株式会社	○	○
1 0	燃料量計試験装置 (P B 1 9 8 - N 1)	横河電機株式会社	○	○
1 1	ジャイロ系統試験装置 (位相計) (2 1 3 C - 4 0 0 - 0 1 A)	東京航空計器株式会社	○	○
1 2	K C S - 2 0 0 1 型 B L C 装置用試運転装置 (J B 2 5 3 A 0 0 0 0 0)	川崎重工業株式会社	○	○
1 3	ガバナー試験装置 (7 3 2 - 9 1 6 2 6)	株式会社 島津製作所	○	○

番号	品 名	製造会社	募集区分	
			定期 保守	臨時 修理
14	AE2100Jエンジン試運転装置 (INC-020628)	株式会社 アイ・エヌ・シー・ エンジニアリング	○	○
15	AE2100Jエンジン試運転装置 プルーピングリング (3101-AE2100J)	株式会社 アイ・エヌ・シー・ エンジニアリング	○	
16	ジャッキ試験装置 (A63-G0033-101)	日本飛行機 株式会社		○
17	TDU試験装置 (4E04009-1)	多摩川精機 株式会社		○
18	電源車試験装置 (GT101-1)	シンフォニアエンジ ニアリング株式会社		○
19	電源負荷試験装置 (GT102-1)	シンフォニアエンジ ニアリング株式会社		○
20	APU試運転装置 (734-51290)	株式会社 島津製作所	○	○
21	温度設定及び検査用テストセット (IHI6798233)	石川島播磨重工業	○	○
22	ビードブレーカーマシン (N-83046-8)	大川工業 株式会社	○	○
23	空気系統試験装置 (732-40266-09)	株式会社 島津製作所	○	○
24	バルブ機能試験装置 (P-3C) (A9790000-1)	ミネベア 株式会社	○	○

別紙様式
〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長 殿

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、令和2年度、3年度、4年度航空機用整備用器材の整備等の契約に応募します。

関連文書：岩空基公示第〇〇号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式